

ID: 202

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び附則第3条の規定による。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日